

女性の再就職支援のための、セミナーとお仕事相談（キャリアカウンセリング）を開催します

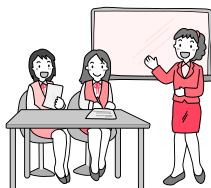
「面接準備セミナー」

とき／3月6日(火)午前10時～正午

内容／面接に必要なビジネスマナー、面接官の視点、よくある質問などの準備をします。

※お子さん同伴での受講はできません。

定員／20人(申込順)



「お仕事相談」

とき／3月6日(火)

①午後1時15分～2時 ②午後2時15分～3時

③午後3時15分～4時

内容／応募書類の書き方や面接の練習など、女性カウンセラーがお話を伺いサポートします。

※お子さん同伴で相談できます。

定員／3人(申込順)

共通事項

場所／鶴瀬西交流センター 2階講座室

対象／再就職を希望する女性

講師／キャリアカウンセラー(県女性キャリアセンター)

参加費／無料 ※保育はありません。

持ち物／筆記用具

申込み・問合せ／2月1日(水)から産業振興課(☎383)へ電話で

パートタイムで働く皆さんへ！

近年、パートタイム労働者が急増し、企業にとって欠かせない存在となっています。そこで、パートタイム労働者の公正な待遇の実現を目指し、パートタイム労働法があります。

パートタイム労働法ではこんなことが決められています

均衡のとれた待遇の確保

事業主は、通常の労働者（正社員など）との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果などを勘案して賃金を決定する努力義務があります。

正社員などへの転換の推進

事業主は、パートタイム労働者について、通常の労働者（正社員など）への転換推進措置を講じる義務があります。

こんなお悩みありませんか？

- ・入社以来、会社から昇給・退職手当・賞与があるのか知らされていない。
- ・実力もついたらはずだけど、正社員にしてほしいと会社に言うのはでしゃばり？
- ・私の賃金はなぜ〇〇〇円なのか気になる。

1つでも思い当たったら労働局雇用均等室に相談を！

問合せ／埼玉労働局雇用均等室 ☎048-600-6210

「必ずチェック最低賃金」

平成23年度埼玉県最低賃金のお知らせ

県内で事業者や労働者に適用される「埼玉県最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」をお知らせします。

埼玉県最低賃金	時間額	発効日
	759円	23.10.1
特定（産業別）最低賃金	時間額	発効日
非鉄金属製造業	824円	23.12.8
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	828円	
輸送用機械器具製造業	837円	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	836円	
各種商品小売業	796円	
自動車小売業	837円	

※埼玉県最低賃金よりも特定（産業別）最低賃金が優先します。

問合せ／埼玉労働局賃金室 ☎048-600-6205

川越労働基準監督署 ☎049-242-0892

求職者支援制度に基づく求職者支援訓練のご案内

ハローワークでは、雇用保険の受給ができない失業者で、支援の必要がある方に、求職者支援訓練を実施しています。

求職者支援制度とは

- ①職業訓練を受講する機会を確保します。
- ②訓練期間中から訓練終了後の一定期間、ハローワークが積極的な就職支援を行います。
- ③収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

※申し込みには一定の要件があるため、

事前の職業相談が必要です。

申込み・問合せ／

ハローワーク川越 ☎049-242-0197



INFORMATION FUJIMINO 「インフォメーションふじみの」

2月号のテーマは「通知表（あゆみ）の読み方」

中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語（フィリピンの言語）、日本語の7か国語でお知らせしています。日本語がよく分からない近くの外国人に教えてください。その方にとって役立つ母国語による生活情報になっています。

協力：認定 NPO 法人ふじみの国際交流センター

〒356-0053 ふじみ野市大井2-15-10 うれし野まちづくり会館2F（ふじみ野駅西口より徒歩20分）

☎049-269-6450 <http://www.ficec.jp>

（ふじみの国際交流センターが毎月発行する
外国人の方のための生活情報誌）

2月 無料相談

市内在住在勤の方を対象にしています。秘密は守られますので、気軽にご相談ください。相談日が祝日の場合は除きます。市役所は☎049-251-2711です。

種類	内容	相談員	とき	申込み・問合せ・場所
一般・行政・人権相談	日常生活や行政、人権に関すること	行政相談委員 人権擁護委員	毎週木曜 午前10時～正午、午後1時～3時	人権・市民相談課☎④272
予 法律相談 (弁護士)	法律に関すること	弁護士	第1～4水曜 午後1時～4時 ※場所は鶴瀬駅西口サンライトホール 第1～4金曜 午後1時15分～4時15分 ※場所は人権・市民相談課	
予 法律相談 (司法書士)	登記、成年後見、法的手続きや裁判書類に関すること	司法書士	第1・3火曜 午前10時～正午	
予 税務相談	相続、贈与、所得などの税務一般	税理士	第4火曜 午後1時～4時	
予 女性相談	家庭問題、夫婦、暴力などで不安や悩みのある女性	心理カウンセラー	第1・3火曜 午後1時30分～4時30分	
住宅増改築相談	増改築・修繕や地震・バリアフリー住宅など	建設業者団体の専門家	第2火曜 午後1時～4時	
予 不動産相談	原状回復、瑕疵、売買・賃貸契約など不動産に関すること	不動産無料相談員	第4月曜 午後1時～4時	
消費生活相談	契約上のトラブルや多重債務など	消費生活相談員	毎週月～金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分	人権・市民相談課 ☎049-252-7181
外国籍市民生活相談	日常生活についての相談	ふじみの国際交流センター	毎週水・金曜 午前10時～午後1時	ふじみの国際交流センター ☎049-269-6450
マンション管理 (予約優先)	管理組合の運営やペット、騒音など	マンション管理士など	第2月曜 (祝日の場合は翌日) 午後1時～4時	建築指導課☎④418
予 耐震改修・リフォーム	在来工法の木造2階建住宅の耐震化	一級建築士など	第3月曜 午後1時～4時	建築指導課☎④422
内 職 あ っ せ ん	あっせんや求人、苦情相談など	内職相談員	毎週水・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	産業振興課☎④264
中 小 企 業 営 業	金融・労働・下請け・受注など事業者からの相談	富士見市商工会	毎週月～金曜 午前9時～午後4時	富士見市商工会 ☎049-251-7801
介 護 ・ 権 利 擁 護 ・ 虐 待 (通報) など	高齢者に関する総合的な相談、権利擁護、高齢者虐待の発見者からの通報、本人からの届出など ※虐待通報は24時間受け付けます。	地域包括支援センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	富士見市中央地域包括支援センター ☎049-252-7108 ☎049-251-2711 (休日・夜間)
			毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
			毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時	地域包括支援センターふじみ苑 ☎049-293-1168
予 障 が い 者 就 労 支 援	障がいのある方の就労支援や職場での悩みの相談	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時	障害者就労支援センター ☎④335
児 童 相 談	発達、養育、育児、不登校、非行など	家庭児童相談員 市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	障がい福祉課 家庭児童相談室☎④337
教 育 相 談	いじめ、不登校、就学、言語など	専任相談員など	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談室 ☎049-253-5313
乳幼児子育て相談 (電話相談)	妊娠・出産・子育てなど、育児について	保健師	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	健康増進センター ☎049-252-3771
子 育 て 相 談 (電話相談)	子育ての不安や悩みごと	保育士	毎週月～金曜 午前10時～午後3時	下記
	第一保育所☎049-251-6553 第二保育所☎048-472-9174 第三保育所☎049-252-4811 第四保育所☎049-251-9785 第五保育所☎049-251-9784 第六保育所☎049-251-4741 ふじみ野保育園☎049-256-8862 こぼと保育園☎049-251-8966 けやき保育園☎049-254-0022 子どものそのBaby☎049-261-7077 西みずほ保育園☎049-268-5558 けやきわかば保育園☎049-253-8811 勝瀬こぼと保育園☎049-263-8800 子育て支援センター☎049-251-3005 (面接相談あり・要予約) 富士見すくすく保育園☎049-252-3414			

社会福祉協議会で行う相談 場所 市民福祉活動センター「ぱれっと」1階相談室・和室 相談日直通 ☎049-253-6700

在宅高齢者介護(さろん「温談」)	ア ル コ ー ル	ボランティア紹介窓口「ゆいっこ」
第2水曜午前10時～午後2時	第2・4月曜午後7時～9時 第3水曜午前10時～午後3時	第2・4水曜午前10時～午後3時 ※ボランティア連絡会が運営しています。

予は予約が必要です。